

交通安全情報

～免許証、自動車検査証の確認を～



平成30年6月22日
 帯広警察署
 交通第一課
 企画係

その貨物自動車、大丈夫!

平成29年3月12日施行の道路交通法一部改正により、運転免許制度に『準中型免許』が導入されて1年が経過しましたが、会社車両やレンタカー等、普段運転しない車両を運転する際に、無免許運転となるケースが散見されます。

無免許運転にならないために、免許証や自動車検査証を必ず確認しましょう!

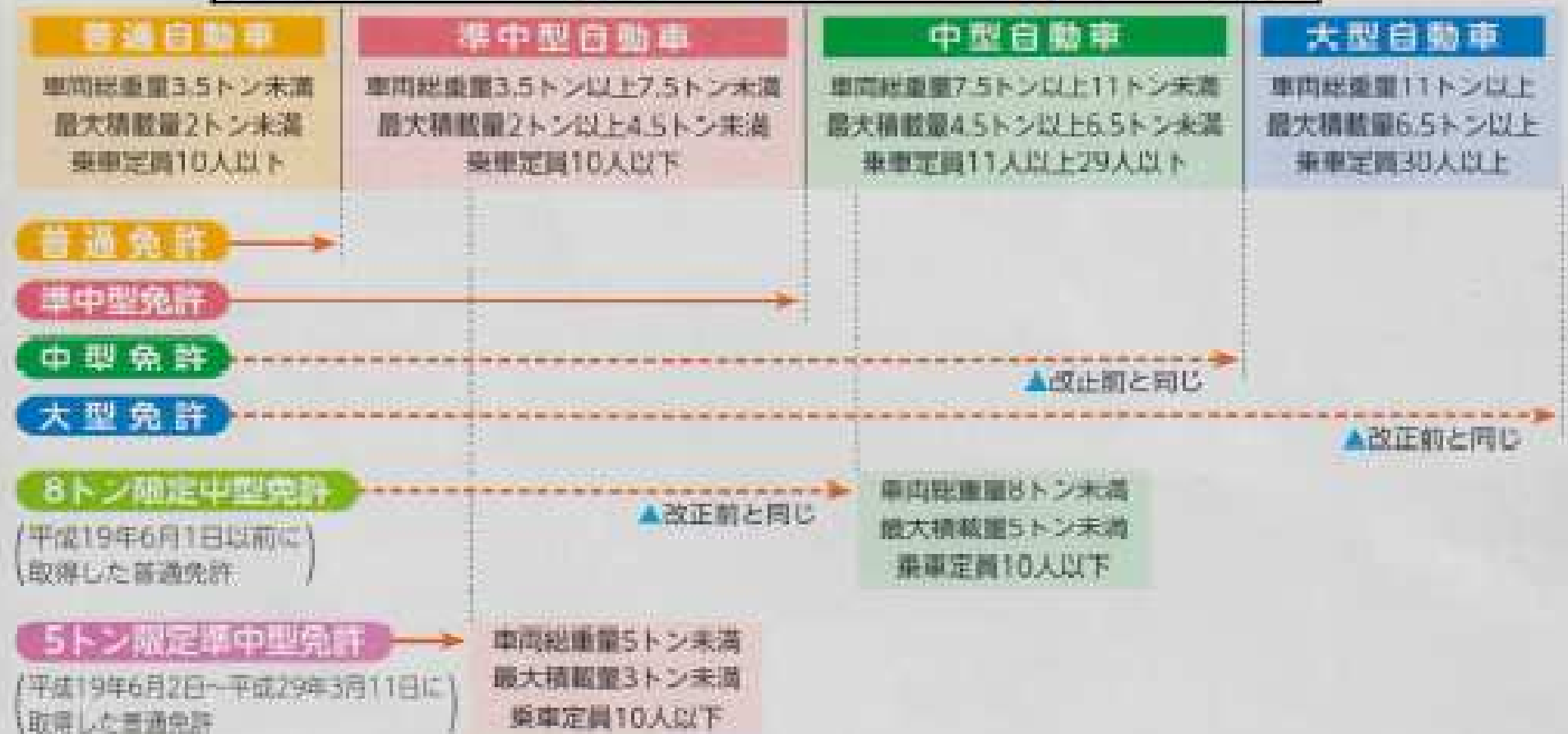
- 必ず運転免許証と自動車検査証を確認し、運転可能な車種であるか確認する。
- 運転可能な車種の判断は、車両総重量と最大積載量と乗車定員の3点です。
- 8トン限定中型免許や5トン限定中型免許の免許条件は、車両総重量についてのものであり、最大積載量や乗車定員については別途条件です。
- 運転免許証の交付年月日を確認し、保有する運転免許区分を確認する。

各免許の受験資格

- ◆普通免許……18歳以上
- ◆準中型免許…18歳以上
- ◆中型免許……20歳以上で、準中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して2年以上
- ◆大型免許……21歳以上で、中型免許、準中型免許、普通免許または大型特殊免許の期間が通算して3年以上

※免許を保有していない人が指定自動車教習所で準中型免許を取得する場合の教習時限(1時限は50分)は68時限で、普通免許(AT限定を除く)を取得する場合の教習時限は60時限です。

自動車の区分と各免許で運転できる自動車の範囲



- ※車両総重量、最大積載量、乗車定員が、一つでも異なる自動車の区分の基準に当てはまる場合は、より大型の自動車に区分されます。たとえば、改正後の自動車の区分では、最大積載量が2トン未満の自動車でも、車両総重量が3.5トン以上7.5トン未満の場合は、普通自動車ではなく準中型自動車に区分されます。
- ※各免許では、上図で示した自動車のほか、小型特殊自動車と原動機付自転車を運転することができます。
- ※第二種免許の区分は改正後も従来通り普通・中型・大型の3区分で、準中型の旅客自動車(バス・タクシーなど)も旅客運送のために運転する場合には中型第二種免許が必要です。